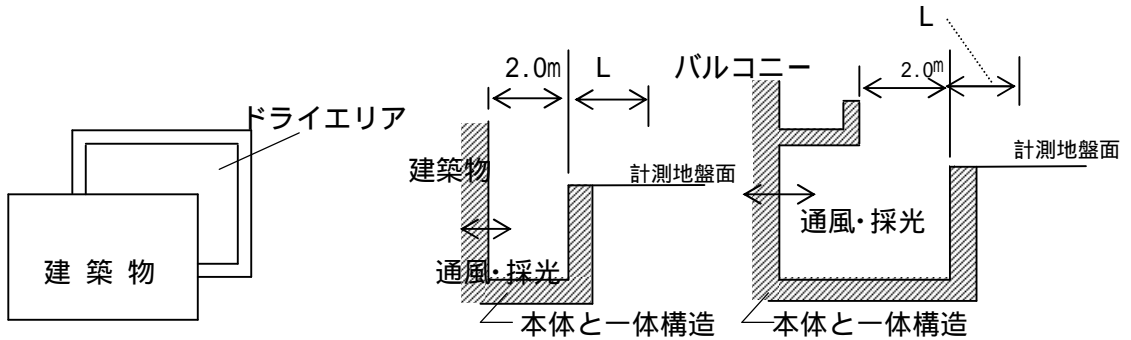


地盤 5 (ドライエリア等)

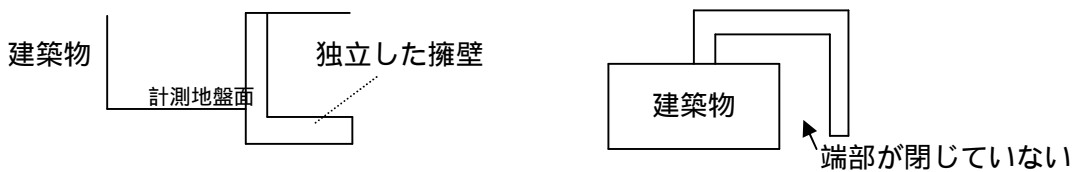
(関係条文)
令 2 条 2 項

3 ドライエリアがある場合の地盤

定義：建築物と一体に設けられたドライエリア^注とは通風・採光の為の必要最低限の形態で、平面的に閉塞状態のもので出巾（外壁面とドライエリアの壁面間の有効寸法）が 2.0m 以下のものをいい、建築物の部分とみなす。

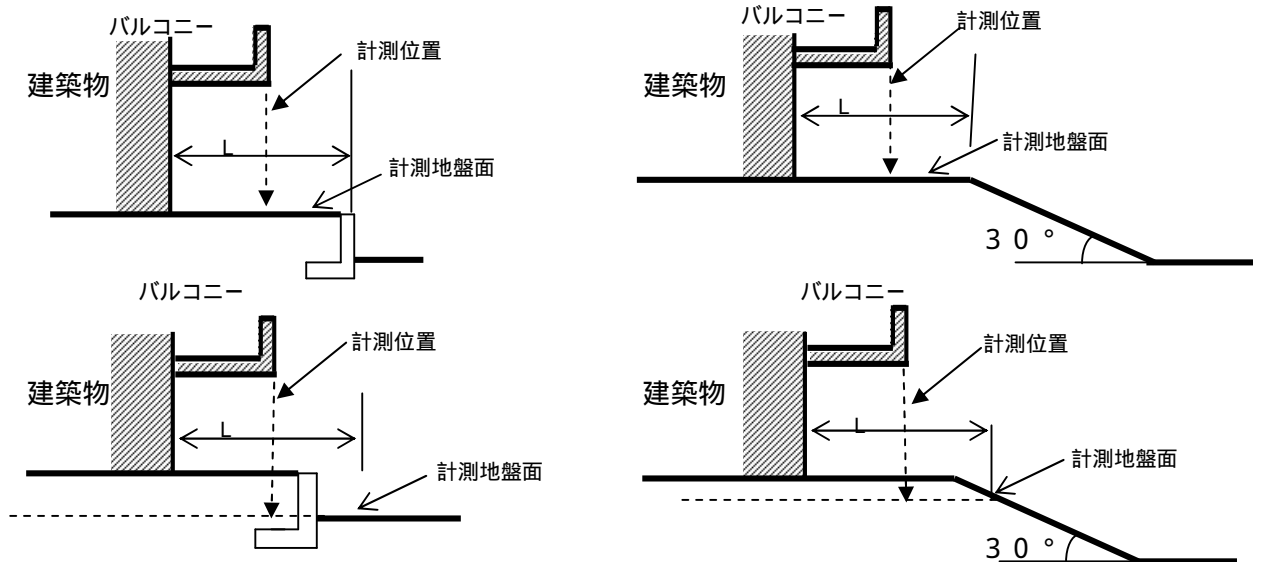


但し、次の場合はドライエリアとみなさない。



4 地盤の水平方向の広がりの取り扱い

(接する地盤の水平方向の、ひろがりは原則 L 以上必要、但し地盤としての安定性・安全性が図られている場合はこの限りではない。)



L : 1m (ただし戸建住宅は 50cm)

備考 注 ; 「高さ・階数の算定方法・同解説」日本建築主事会議

西宮市建築基準法取扱い基準
2010.04.01

本規定（地盤 5）の適用（2010.04.01）以前に既に設計に着手している場合においては、従前の規定によることができる。